

条 例

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例

埼玉県美術作品取得基金条例（昭和五十四年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（処分）

第六条 知事は、財政上特に必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、その処分額に相当する額が減少するものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。